

区長報告第三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、港区国民健康保険条例の一部を改正する条例を平成二十二年三月三十一日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成二十二年六月九日

港区長 武 井 雅 昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一項第一号中「百分の六十八」を「百分の八十」に、「百分の六十七」を「百分の六十四」に改め、同項第二号中「二万七千六百円」を「三万二千二百円」に、「百分の三十三」を「百分の三十六」に改める。

第十五条の八中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第十五条の十二第一項第一号中「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同項第二号中「九千六百円」を「八千七百元」に改める。

第十五条の十六中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第十九条第一項中「なくなつた場合」の下に「若しくは法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合」を、「なくなつた日」の下に「若しくは特例対象被保険者等となつた日」を加える。

第十九条の二中「四十七万円」を「五十万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第一号中「第一項」を削り、同号イ中「一万六千五百六十円」を「二万八千四百四十円」に改め、同号ロ中「五千七百六十円」を「六千九百九十円」に改め、同号ハ中「六千六百六十円」を「八千四百円」に改め、同条第二号中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額」を「二十四万五千円」に改め、同号イ中「一万四千四十円」を「一万五千六百円」に改め、同号ロ中「三千八百四十円」を「四千三百五十円」に改め、同号ハ中「四千四百四十円」を「六千円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に、三十五万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について六千二百四十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について千七百四十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について二千四百円  
第十九条の二の次に次の一条を加える。

(特例対象被保険者等の特例)

第十九条の三 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十五条第一項及び前条の規定の適用については、第十五条第一項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額(特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額)」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

第二十四条の二から第二十四条の四までを次のように改める。

(保険料に関する申告)

第二十四条の二 保険料の納付義務者は、四月三十日まで（保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から三十日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき、地方税法第三百十七条の二第一項の申告書が区長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

#### 第二十四条の三 削除

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十四条の四 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 特例対象被保険者等の氏名
- 三 離職年月日
- 四 離職理由
- 五 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項

2 前項に規定する届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

付則第三条中「。以下「特定公的年金等控除額」という」及び「第一項」を削る。

付則第八条中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、  
「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

付則第九条中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、付則第八条及び第九条の改正規定は、平成二十二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四第一項、第十五条の八、第十五条の十二第一項、第十五条の十六、第十九条第一項、第十九条の二、第十九条の三及び第二十四条の四の規定は、平成二十二年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の港区国民健康保険条例第二十四条の三の規定は、平成二十一年度

分までの保険料については、なおその効力を有する。